

近畿農政局地方参事官室（京都府担当）からのメール情報 第 202 号
2024.5.23

各位

近畿農政局地方参事官室（京都府担当）

時下益々ご清栄のことと存じます。

日頃より地域農政の推進に格段のご理解とご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

農政に関するメール情報を以下のとおり配信いたします。

皆様の地域の農業を元気にする取組に、少しでもお役に立てば幸いに存じます。

～～今回お知らせする情報～～

○ 農地の貸し借り（売買）は原則として農地バンク経由になります！

[illegible]

○ 農地の貸し借り（売買）は原則として農地バンク経由になります！

農地の貸し借り（売買）は、令和7年4月から原則として農業経営基盤強化促進法の改正により、農地バンクを経由した方法に一本化することとなりました。

今後は農地バンクが分散した農地をまとめて借り受け、必要に応じ整備した上で、農地の受け手が使いやすい形で農地を貸し付けていきます。

農業者の皆様へ

農地の貸し借り(売買)は、令和7年4月から、
原則として農地バンク経由になります！

〔 現 行 〕

市町村計画（※1）による
相対の農地の貸借



〔 令和7年4月以降
又は
地域計画が策定された地域 〕

目標地図（※2）の実現に向けた
農地バンクによる農地の貸借



- ※1 市町村が作成する農用地利用集積計画
（同計画による貸借は令和7年3月までは経過措置期間として活用可能）
※2 目標地図：市町村の作成する地域計画の中で、農地一筆ごとに、
誰が耕作するのかを示した地図。随時更新が可能。



これまで市町村が作成した農用地利用集積計画から
農地バンクを経由した農用地利用集積等促進計画に一本化

※農地法に基づいて農業委員会の許可を受けて権利設定を行うことは可能です。

農地の貸し借りは
農地バンクへ
農林水産省

農地バンク活用には 各種メリットがあります！／



貸し手のメリット

- 賃料は農地バンクから確実に振り込まれる
- 貸した農地は、貸付期間終了後、返却されるので安心
- 農地バンクに貸し付けた農地について、税制優遇が受けられる

借り手のメリット

- まとまった農地を長期間、安定的に借受できる
- 複数所有者から農地を借りる場合であっても、賃料支払や契約事務について、農地バンクが契約を一本にまとめてくれる
- 貸し手の相続時の対応は、農地バンクが行ってくれる

地域のメリット

- 機構集積協力が金が交付される（使い道は地域で自由に決定）
- 農家負担ゼロの条件整備が受けられる

☆メリットについては各種要件を満たす必要がある場合があります。
☆農地バンク制度の詳細は、農林水産省HPをご利用ください！

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/nouchibank.html>

農地バンク/農地中間管理機構

検索



ご相談はお近くの**農地バンク・市町村・農業委員会**まで！

農林水産省

※詳細につきましては、以下のHPをご覧ください

「農地中間管理機構」（農林水産省HP）

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/nouchibank.html>

「貸借等は農地バンク経由へ(PDF:541KB)」(農林水産省HP)
<https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/attach/pdf/nouchibank-71.pdf>

【お問合せ先】

農林水産省 経営局農地政策課 担当者：農地集積・集約化促進室
代表：03-3502-8111 ダイヤルイン：03-6744-2151

[illegible]

※ 当メール情報についてのご意見・ご感想や「こんな情報を送ってほしい」などのご要望がございましたら、以下の地方参事官ホットラインまでお気軽にお寄せください。

メール情報の配信停止・配信先変更ご希望の方は、その旨を記載し、このメールに返信願います。

農林水産省近畿農政局地方参事官室（京都府担当）
地方参事官ホットライン

〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町
電話:075-414-9015
メールアドレス : kinki_sanjikan_kyoto@maff.go.jp

[illegible]

近畿農政局 地方参事官室（京都府担当）

7602-8054

京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町

TEL : 0 7 5 - 4 1 4 - 9 0 1 5

E-MAIL: kinki_sanjikan_kyoto@maff.go.jp